# 

令和5年 月

三春町

## 目 次

第一草 計画の基本的な考え方	
計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 計画の性格と位置付け・・・・・・ 2	
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
第2章 計画の内容	
基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・ /	Ļ
第3章 施策内容	
基本目標1男女共同参画社会の実現	
(I) 男女共同参画の理解促進・・・・・・・・・・・ 6 (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・ 7	
基本目標2 あらゆる分野における男女の活躍促進	
(I) 男女の活動機会への支援・・・・・・・・・・ 9 (2) 政策・方針決定の場への男女の参画均等化・・・・・・・ 9	
基本目標3 男女が共に支え合う環境づくりと支援	
(1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備・・・・・・・・     (2) 子育ての希望がかなう環境の創出・・・・・・・・・	
第4章 計画の推進	
計画の推進・・・・・・・・・・・・   13	
2 推進体制・・・・・・ 13	
【参考】 男女共同参画政策に関する国内外の動き	

## 1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。

また、令和2年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」(以下「第5次基本計画」という。)においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」※といった固定的な性別役割分担意識が根強くあり、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための条件整備など多くの課題が残っています。

そこで、本町における男女共同参画の理念の普及及び男女共同参画社会の形成を推進するため、「三春町男女共同参画計画」を策定します。

## 2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、男女共同参画社会基本法 (平成 I I 年法律第78号) 第 I 4条第3項の 規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、「三春町長期計画」をはじめ、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。
- 本計画基本目標 | の(I)の④は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」(平成 | 3年法律第3 | 号)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は5年間としますが、第1期計画については第7次三春町長期計画最終年度と合わせるため令和5年度から令和6年度までの2年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

※福島県「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査報告書(令和2年3月)」より

## 第2章 計画の内容

## 1 基本理念

三春町男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念に基づいて進めます。

### ① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## ② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でな い影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれが あることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に 対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画 する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 2 計画の体系と具体的内容

本計画は地域に住む誰もが幸せに暮らすことが目標であることから、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を取り入れ、本町の男女共同参画施策を展開します。













基本目標	具体的な施策	施策の内容
		① 男女共同参画を推進するための意識づくり
男女共同参画   に向けた意識   の醸成	(I)男女共同参画の 理解促進	② 各関係機関等との連携による啓発活動
		③ 防災・災害復興における男女共同参画の推進
		<ul><li>④ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供</li></ul>
		① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学
(2)男女共同参画を 推進する教育・学 習の充実		習の推進
		② 地域・生涯学習における男女共同参画に関する教
		育・学習の推進
2 あらゆる分野に	(1)男女の活動機会	① 起業を目指す人材の支援
おける男女の活	の支援	② 各種講座の開催
躍促進 	(2)政策・方針決定の場への男女の参	① 女性のみならず男性も活躍するための意識づくり
	画均等化	② 女性の登用促進

3 男女が共に支 え合う環境づく	(I)仕事と生活の調和 に向けた環境の 整備	① 仕事と生活の調和の考え方の普及啓発
		② 働き方改革の推進
りと支援		① 子育て支援サービスの充実
	(2)子育ての希望が叶 う環境の整備	② 子育ての経済的負担の軽減
		③ 子育てと仕事の両立支援

## 第3章 施策内容

## 基本目標1 男女共同参画に向けた意識の醸成

## (1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、町民や事業者が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識が今なお根強く残っており、男女がともに社会参画するための環境の整備についても十分とは言えない状況にあります。

このような意識にとらわれず、すべての町民が性別等にかかわりなく個性と能力を 十分に発揮できるよう様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報 活動をより一層推進していきます。

また、東日本大震災をはじめ近年の豪雨災害などの対応においては、様々な意思 決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが 配慮されないことがあるなど、男女共同参画の視点からの災害対応について理解促 進を図る必要があります。

#### ① 男女共同参画を推進するための意識づくり

固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれることなく、すべての町民が個性と能力を十分に発揮できるよう広報・啓発活動をはじめ、様々な場や機会を通じ、町民の男女共同参画の意識の定着に努めます。

#### ② 各関係機関との連携による啓発活動

関係機関や各種団体等と連携・協働し、効果的に男女共同参画意識の啓発を 図ります。

#### ③ 防災・災害復興における男女共同参画の推進

地区防災計画や災害対応マニュアル等において男女共同参画の視点が配慮されるよう理解促進を図ります。平常時から男女共同参画の視点からあらゆる施策 を推進することで、女性の視点の重要性について理解促進を図り、災害発生時に 避難所の運営等に女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組 や安全・安心の確保が図られるようにし、地域防災力の向上に努めます。

## ④ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供

ドメスティック・バイオレンス (DV) やセクシュアル・ハラスメント (セクハラ) 等のあらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶すべき課題です。さらに、情報通信技術の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

これらの暴力は、固定的な性別役割分担に起因する男女の上下関係や性別に関わりなく社会的地位、経済的格差等に根ざした構造的問題であり、その根絶に向けて、暴力の当事者にならないための教育をはじめとした社会環境の整備、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る必要があります。

あらゆる暴力を根絶するため、ホームページや広報誌等によりDV防止について 周知広報するなど、様々な機会をとらえいかなる暴力も許さない意識を醸成しま す。

また、被害にあった人が負担なく支援を受けられるよう、関係機関との連携体制 を整備するとともに、被害を訴えにくく潜在化してしまうことのないよう、相談窓口の 周知を図ります。

## (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて基本理念の考えやそれに基づく学習の機会を充実させ、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成する必要があります。

また、教育の充実が人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期や児童期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むうえで重要です。

そこで、学校・地域・家庭等のあらゆる場において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図るよう努めます。

## ① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

幼児・児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、社会の変化に対応 し適切な教育内容の充実と指導の充実を図ります。

## ② 地域・家庭等における男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもから高齢者まで生涯にわたって、そのライフスタイルに応じた自主的な学習活動ができるよう情報の提供と学習機会の充実に努めます。

◎男女共同参画に関する講座等を開催し意識の啓発を行います。

指標	単位	現状値	目標値
1H 1W		(令和3年)	(令和6年)
男女共同参画に関する講座等の開催	回	0	3

## 基本目標2 あらゆる分野における男女の活躍促進

## (1) 男女の活動機会への支援

少子高齢化が進み、人口減少に直面する中で、あらゆる人材が社会や経済活動を活性化させるために、その能力を活かし参画を拡大することは大変重要となります。

しかし、政策・方針決定の場への参画や指導的立場を担う役割について男女格差がみられ、意欲と能力のある人材が十分に活躍できていない状況にあります。そこで、性別にかかわらずその意欲と能力に応じ活躍できるよう、長年にわたる制度・慣行等によって積み重ねられてきた男女格差を解消するとともに意欲や能力の向上を図るなど人材育成に取り組む必要があります。

### ① 起業を目指す人材の支援

起業を目指す人材の活躍を推進するため、商工会や金融機関等と連携し地域密着型のビジネスや独立支援に関する起業セミナーなどの学習機会を提供するとともに、情報提供、相談対応を行います。

#### ② 各種講座の開催

国・県や町が主催する各種講座への参加を促すとともに、性別にかかわりなく活躍できる人材の育成やその意欲や能力を活かすことができる環境づくりを推進します。

## (2)政策・方針決定の場への男女参画均等化

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわりなく男女が共に政策・方針決定の場に参画することが重要です。

本町においてこれまで審議会等の委員への男女の登用均等化を進めてきましたが十分とは言えません。引き続き登用の均等化を進めるとともに、参画しやすい環境整備を図る必要があります。

#### ① 女性のみならず男性も活躍するための意識づくり

女性の活躍推進を効果的に進めるため、広報やパンフレット等による啓発活動 を実施するなど、あらゆる機会を通した啓発活動を行い、女性だけではなく男性 を含めた社会全体の意識改革を図るよう努めます。

## ② 女性の登用促進

町政への積極的な参画を促すため、町政に関する情報を的確に発信するととも に、率先して審議会等委員への女性の登用に取り組みます。

また、あらゆる分野に男女が共に参画し多様な視点の意思が反映されるよう、政策・方針決定の場においてポジティブ・アクション(積極的改善措置)※を実施し、女性の登用を積極的に推進します。

指標	単位	現状値	目標値
10 10		(令和3年)	(令和6年)
審議会委員等の女性比率	%	13.8	いずれの性も 30%を下回らな い

※男女共同参画基本法第8条に基づき実施される施策で、活動に参画する機会に係る男女間の格差を 改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。

## 基本目標3 男女が共に支え合う環境づくりと支援

## (1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものです。仕事と生活それぞれの充実があってこそ、暮らしが豊かになります。

また、自分らしく生き生きと安心して暮らすには、ライフステージに応じて自らの望む多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活が送ることができる意識の醸成を図るとともに、仕事と生活の両立の希望が実現できる環境を整備する必要があります。

### ① 仕事と生活の調和の考え方の醸成

一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の醸成に努め、自らの希望するバランスで職業生活や家庭・地域生活に参画できる環境づくりを推進します。

#### ② 働き方改革の推進

誰もが安心して働ける魅力的な労働環境となるよう、事業者の働き方に対する意識改革 を進めるとともに、働く個人がライフステージに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、各種 制度等や雇用に関する情報提供により働きやすい環境の整備を推進します。

## (2)子育ての希望が叶う環境の整備

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭における育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況になっています。

そこで、子ども・子育てを取り巻く多様な課題の解決に向けて、妊娠・出産・子育て の各段階で切れ目のない支援策の充実を図る必要があります。

## ① 子育て支援サービスの充実

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、親は育児に対する負担や不安、 孤立感を抱えやすい状況にあります。そこで子育てに関する多様な悩み等を相談 できる場を提供したり、一時預かりを実施するなど、様々な状況に対応できるよう 地域や関係者が一丸となったきめ細やかな子育て支援サービスの充実を図りま す。

## ② 子育ての経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭における保育料や教育費などの経済的負担は大きく、 このような状況を踏まえ子育て家庭の経済的負担を軽減するため各種支援を推進 します。

## ③ 子育てと仕事の両立支援

多様化する保育ニーズに対応するため実情に合った各種保育サービスの充実を図ると ともに性別にかかわらず産休、育休が取得しやすい社会の実現など、子育てと仕事の両 立が負担なく可能となる環境づくりに努めます。

指 標	単位	現状値	目標值
1日 1水		(令和3年)	(令和6年)
正社員における女性割合	%	14.1	27.0

## 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心となり関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

## 2 推進体制

## (1) 庁内の推進体制の明確化

男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するため、計画推進の中心となる 担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の推進を図ります。

## (2) 町民・事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、町民・事業者・関係機関・各種団体等と連携・協力し、効果的に本計画を推進します。

#### (3)計画の進行管理

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、毎年度、進 捗状況を調査し、PDCAサイクルに基づき計画の点検・評価を行い、町のホームペー ジ等を通じて公表します。

